

## 第 168 回練馬区緑化委員会 会議の記録

### 環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和 4 年 4 月 27 日（水）午後 3 時 00 分～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 4 階 全員協議会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一  
副会長：横田樹広  
委 員：浅海義治 柴田さちこ うすい民男  
きみがき圭子 のむら説 倉田れいか  
市川信雄 早川義隆 上月とし子  
閨間一恵 植松正一 西貝嘉隆  
新堀桂三 谷口光男 木内幹雄  
中村壽宏  
理事者：都市農業課長 開発調整課長  
道路公園課長  
事務局：環境部長 みどり推進課長
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名
- 6 次 第 1 開会  
2 審議事項  
(1)学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木（ねりまの名木第 7 号）の解除について（諮問第 208 号）  
(2)学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木（ねりまの名木第 7 号）伐採に係る氏名等の公表について（諮問第 209 号）  
3 報告事項  
(1)保護樹林の新規指定について  
(2)保護樹林の変更について  
(3)保護樹林の新規指定について  
(4)保護樹林の指定解除について  
4 その他  
(1)第 21 期緑化委員会総括について  
5 閉会

## 7 会議内容

会 長 予定の時間となりましたので、ただいまから第 168 回練馬区緑化委員会を開催いたします。

それでは、まず事務局から本日の会の運営、配付資料、委員の出席状況等について、説明をよろしくお願いいたします。

事務局

本日の会議の運営は、前回までと同様に、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行った上で実施します。また、発言の際もマスク着用のみまでお願いします。

委員の出席状況を報告します。ただいまの出席委員数は 17 名です。なお、A 委員、B 委員から欠席の連絡を、C 委員からは遅参の連絡がありました。

委員 20 名の過半数が出席していますので、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行規則第 6 条第 2 項に基づき、委員会は成立しています。

会 長

それでは、次第に沿いまして、議事を進めてまいります。

本日の案件は、審議事項 2 件、報告事項 4 件、その他 1 件です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できるだけ短い時間で審議が進むよう、協力をお願いします。

それでは、審議事項の諮問第 208 号「学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木（ねりまの名木第 7 号）の解除について」と諮問第 209 号「学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木（ねりまの名木第 7 号）伐採に係る氏名等の公表について」の審議に入ります。

この 2 件は関連する事項のため、まとめて事務局から説明をしてもらい、その後、1 件ずつそれぞれ審議を行います。

事務局

それでは、諮問第 208 号「学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木（ねりまの名木第 7 号）の解除について」と諮問第 209 号「学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木（ねりまの名木第 7 号）伐採に係る氏名等の公表について」

を一括して説明します。

前回の緑化委員会の審議で名木の指定解除を否決した後、区は学校長宛てに「指定解除不承認通知書」を送付しました。しかし、東京学芸大学（以下、「学芸大」と言う。）は3月25日から名木の伐採を始めました。

資料1－3は、伐採の状況の写真です。名木が全て伐採されている状況が確認できます。

区は名木の伐採を確認したので、条例に基づき、弁明の機会の付与を行うため、学校長宛てに文書を送付しました。4月に学校長から弁明書が提出されました。弁明はありませんでしたが、手続上の不備などの条例違反はなかったと認識しているという意見がありました。指定解除を受けなければ、伐採してはならないと条例に書いていないというのが学芸大の主張です。

確かに、条例では指定解除を受けなければ伐採してはいけないという規定はありません。それは所有者の伐採行為を法令上止めることはできないためです。

この条例のつくりとしては、指定解除を受けずに伐採した場合は、氏名等公表の措置を規定しています。このため、区は学芸大に対し、伐採するのであれば、伐採前に指定解除を受けるよう再三働きかけを行ってきました。学芸大も指定解除を受けずに伐採すれば、氏名等が公表されることは十分に理解をした上での対応です。

今回、学芸大は指定解除を受けずに名木を伐採したので、区は条例に基づいて、氏名等の公表を行う考えです。

公表の理由は、指定解除を受けずに伐採したことに加えて、緑化委員会で指定解除の是非が継続審議されている中で、その結論を待つことなく地域住民に対して伐採の周知を行うなど、緑化委員会の意思決定過程を無視した対応を行ったためです。

前回の委員会で複数の委員から、伐採後の補植についての意見がありました。区としては、4月に入ってから学芸大に問合せをしましたが、補植の具体的な計画は未定とのことでした。

また、補植、後継樹について、学芸大の補植計画策定に区が参画できるか尋ねたところ、前向きな返事はありませんでした。

諮問第208号の指定解除については、指定している名

木自体が実態として無くなっていますので、手続上、諮問したものです。

また、諮問第 209 号については、氏名等の公表の趣旨を理解の上、判断をお願いします。

会 長

2 件ありますが、まず、諮問第 208 号の学大附属大泉中のヒマラヤスギ並木の解除についての審議を行います。

この諮問は名木として指定されているヒマラヤスギ並木が伐採されてなくなっていることから、指定自体を解除するということです。

まずは、この指定解除について、質問等がありましたら、発言をお願いします。

特によろしいでしょうか。

諮問第 208 号の名木の指定解除について、承認することで異議なしでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長

では、承認したいと思います。

続きまして、2 つ目の諮問第 209 号、学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木伐採に係る氏名等の公表についての審議を行います。

区としては、公表することを緑化委員会に諮りたいということです。この件につきまして、質問、意見等はございますか。

D 委員

この公表に当たって、公表の仕方があると思います。プレスリリースをする。若しくは粛々と公表するという仕方がありますが、どちらを考えていますか。

事務局

委員の審議の結果、公表が可となれば、公告式条例に基づき、練馬庁舎、石神井庁舎の掲示板に、公表事項を掲示するというのが一般的な公表の仕方です。

ただ、これだけデジタル化が進んでおり、周知する手段がたくさんありますので、現在考えているのは、区のホームページで公表することも考えています。

プレスリリースは、審議結果をいただいてから判断します。

D 委員

2回の審議を行い、否決になり、また、学校長宛てに「指定解除不承認通知」まで送付して、結果このような形になったことを、重く捉えていただきたい。先方もそれだけのことを理解した上で実行している話です。委員の方々、有識者の方がこれだけいる中で、そのような判断に至ったことは、重く受け止めるべきだと思います。

ただ、私ども緑化委員として、みどりがどれだけ大切なのかを理解してもらえなかったことは大いに反省すべき点と思っています。

伐採中の様子を見ました。伐採していて、木の粉じんが目に入って涙が出ましたが、違う意味で本当に泣きそうになりました。

学校としてのみどりに対する思いや、教育研究活動と銘打っているのであれば、いろいろな視点があると思います。補植が未定であるのは、国立大学法人としての教育研究活動として、不十分な見解だと私は思います。緑化委員会はみどりは大事だと訴えるような思いや力を存分に発揮できる機関になりたいと反省を含めて思いました。

E 委員

確認ですが、氏名の公表するしないの結果にかかわらず、今後も補植の具体的な計画については、区として引き続き働きかけていくのでしょうか。

事務局

4月に入ってから、学芸大には補植計画の確認や検討への参画など働きかけてきました。

今のところ前向きな返事はもらっていませんが、3月の委員会の中でも、複数の委員の方から、切られてしまうのは大学の判断で仕方ない部分もあるが、そうであるならば、しっかりとした後継樹を植えることが大事だという意見もありました。今後も区は学芸大に、補植についての働きかけをしていきたいと考えています。

E 委員

私も切り株を見ました。きれいな切り株で、残念な思いでいっぱいです。関係性がよくない状況になってしまったかもしれませんが、学校のみどりですが、練馬のみどりでもあるので、ぜひ、今後についてはしっかりと話

合いを進めてほしいと要望します。

F 委員                    今回、仮に氏名公表となれば、社会的・制裁的な意味合いが強いと思いますが、今後、条例上この法人が受ける何らかのペナルティはあり得るのでしょうか。

事務局                    条例のつくりの中では、不利益処分的な要素を持つのは、この氏名公表だけです。

G 委員                    この弁明書をどう読み取ればいいのか。今回のような事態を今後生じさせないためにも、ねりまの名木の伐採に当たって、その指定の解除が必要条件であることを明文化する条例の改正を行うべきであるという一文が気にかかります。

これは条例に明文化されていないから、伐採は正当ですと読み取れます。先ほどの説明の中では条例化、明文化してないとありましたが、それを逆手に取られたような言い方に腑に落ちません。区としての考えはどのようなのですか。

事務局                    今回の相手方は国立大学法人東京学芸大学ですので、通常の法人としての行為がどこまで法令上自治体として止められるかも十分に分かっているはずと認識をしています。

伐採する場合に指定解除が必要条件だと条例に書くことは、物理的には可能かもしれませんが、実態としてその効果が法令上認められるかどうかはまた別の話です。そういう意味で言うと、難しいことを学芸大が書いてきたと認識をしています。

会 長                    ほかにはいかがですか。特によろしいでしょうか。

この諮問は、公表するか否かということです。前回の委員会では、解除につきましても、委員の皆さんそれぞれの考えがありましたので、この審議についても、挙手で、この委員会としての考え方を決めたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、これまでの経緯も踏まえて、それぞれ委員の皆様の見解を伺います。公表について承認するか、し

ないか。言い換えると、公表するか、公表はしないほうがいいのかということです。そのどちらかを委員会として意見を述べることとなりますので、決断をお願いします。

それでは、諮問第 209 号「学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木伐採に係る氏名等の公表について」の公表する、承認することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長 全員賛成でした。皆様賛成ということですので、公表するということで、進めたいと思います。委員会としてもそのように答申いたします。

事務局 名木の指定解除や氏名等の公表について、緑化委員会として、このような審議は初めてです。

委員の中には、3月の指定解除の諮問の際に、学芸大の申し出に理解される方も中にはいらっしゃいました。大変難しい判断で、迷われた委員もいたと考えています。

事務局としては、今回の案件を契機として、名木の指定解除や氏名等の公表について、どのような場合、是とするかを、緑化委員会で議論いただきたいと考えています。今後、改めて正副会長にも相談をいたします。

会 長 ねりまの名木の取扱いについて、区としても引き続き検討したいとのことです。

この諮問については、以上で審議を終えたいと思います。

それでは、次に報告事項に移りたいと思います。保護樹林の新規指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 保護樹林の新規指定について、3月の緑化委員会以降に指定をしたものを報告します。

新規指定をした保護樹林は1件です。指定日は3月18日。面積が2,130平方メートル。所在地は南田中四丁目、観蔵院というお寺です。

保護樹林の中には、個人で所有しているものは、保護樹林として指定しても、人が中に入ることができないも

のもありますが、今回の新規指定の案件は、お寺ですので開放されています。区民の皆様が気軽に散歩できると思います。

新規指定を希望した理由は、最近になって、南田中四丁目のお寺の近辺でも落ち葉の関係で苦情が増えており、保護樹林制度の剪定に係る費用の助成などを活用して、樹林を適正に維持管理していきたいとのことでした。

会 長

ただいまの説明について、質問、意見等がありますか。

それでは、続きまして、保護樹林の変更について、報告をお願いします。

事務局

資料3「保護樹林の変更について」を報告します。前回の緑化委員会以降変更になったものが1件あります。

まず、変更の内容を説明する前に、参考資料「こどもの森緑地について」を説明します。

#### (参考資料説明)

変更の内容について報告します。変更日は4月19日です。変更前の面積は3,634平方メートルで、1,320平方メートルが減少して、変更後の面積は2,314平方メートルです。所在地は羽沢三丁目です。

会 長

保護樹林の変更についての報告がありました。質問、意見等はございますか。特によろしいでしょうか。

では続きまして、保護樹木の新規指定について、報告をお願いします。

事務局

資料4「保護樹木の新規指定について」を報告します。

前回の緑化委員会以降、新たに指定した保護樹木は9件です。

1番のケヤキについてです。所在地は南田中四丁目です。この保護樹木は、先ほどの保護樹林の新規指定のお寺にある保護樹木です。保護樹林として面的な部分は先ほど説明しましたが、そこから少し外れたところに、立派なケヤキがあり、保護樹木として指定をしました。

2番から9番については、氷川台三丁目のお寺にあり

ます。4月15日に新規指定しました。保護樹木の指定理由は近隣から落ち葉の苦情が最近増えており、保護樹木制度の剪定費用等の助成を活用したいということです。

会 長 保護樹木の新規指定9件について、報告がありました。質問、意見等はいかがでしょうか。特によろしいですか。

それでは、続きまして、保護樹木の指定解除について報告をお願いします。

事務局 資料5「保護樹木の指定解除について」を報告します。前回の緑化委員会以降、保護樹木の指定解除は3件です。

理由は3件のうち、2件が樹木の腐朽、1件は土地利用です。

この腐朽の2件は、区による5年に一度の保護樹木健全度調査では、既に腐朽しているという結果が出ているものです。

会 長 保護樹木の指定解除3件についての報告がありました。質問、意見等はいかがでしょうか。特によろしいですか。

報告事項4件については、終わりとします。

続きまして、「その他」に入ります。第21期緑化委員会総括についてです。7月30日で2年間の任期が満了となり、本日が任期中の最後の委員会です。この2年間で6回の委員会を開催しました。これまで委員会の議事運営に協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

そこで、この2年間を振り返り、委員の皆様から一言ずつ、感想や緑化委員会あるいは区の緑化行政に対して意見等をいただきたいと思います。

H委員からお願いします。

H委員 緑化委員会に参加して実感したことは、練馬区の4分の3が民有のみどりで占められており、その部分をどうやって守っていくのか。その大切さと同時に難しさも、緑化委員会の中で実感しました。

ただ、練馬の特徴であるみどり豊かな環境というのは非常に大切だと思っていますので、緑化委員会の中での議論もそうですし、区も方策を創造的に考えてほしいと

思いました。

D 委員

いろいろなことがありましたが、これからみどりの大切さがもっと認識される時代になると思います。

別の委員会で発言したことがある炭素クレジットというのは、みどりの大切さが今後さらにクローズアップされてくる内容です。まさに、練馬だけではなく、国の施策も反映する緑化委員会になるのではと思います。

さらに、みどりがこれから必要であり、大事である。また、都市農業も盛んな練馬ですので、我々が有識者の皆様とともに守っていくという認識、気概を持って、取り組んでいきたいです。

G 委員

昔、緑被率が大きな課題でしたが、途中で緑視率に変更となりました。みどりを通して、区民の皆様の生活が豊かになったと実感していく。みどりは大事だと思います。

そういう意味では、区民の皆様の意識を高くし、みどりについて考えていかなければならない。練馬区の宝でもあるみどりを守っていく。そういう気概を持って進んでいきたいと思います。

E 委員

みどりを切りたいと思う人はいないと思うのです。誰もがこの練馬のみどりは残していきたいと思っています。

古木が増えているので、桜並木など仕方なく切ることもあるでしょうが、今後も一本一本生きている木ですので、丁寧にこの委員会でも十分な議論をしてほしいと思います。

F 委員

今後とも、練馬区らしい緑化の在り方を追求したいと思います。また機会があれば、緑化委員会をやりたいと思います。

I 委員

これまで何度か緑化委員として参加してきて、指定解除が多いイメージがこれまでありましたが、今期に限っては、学芸大のねりまの名木の件があり、重要な審議に参加したと思っています。

実際にこの関係者として、緑化委員会に出席し、私自

身初めてそういう場合に立ち会い、大変勉強しました。

今後、後継樹の話も出ていましたが、区議会の中でも引き続き、注視したいと思います。

J 委員

みどりの保全活動をしている私としても、みどりの見方が一段と変わりました。広い意見を皆様からいただき、うれしく思います。これからも、みどりの保全をしていくことを肝に銘じて、頑張っていきたいと思います。

K 委員

私は緑化協力員を6年、その後、植樹推進会で、現在、みどりをはぐくむという条例に基づいて協力しています。みどりを育てることは簡単なようですが、私が住んでいる大泉地区も、だんだん住宅が多くなって、みどりが少なくなっていると実感しています。

その中でも、少しずつでもみどりを増やそうと、協力しながらやっています。引き続き頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

C 委員

1つの土地に細かく3軒も4軒も建って、木がどんどん伐採されています。持ち主の所有物ではありますが、何とか土地を売るときにできるだけ切らずに済む方法を役所で助言し協力してほしいと思います。

それから、公園ではやたら伐採しています。結局腐朽というか中が空洞になっているのですが、今、予防医学があるわけですから、腐朽にならないように木にも医者が働いてほしいと思います。

L 委員

今回委員として参加して、一度も一言も発することなく今日を迎えてしまいました。学芸大のことですが、入口に入ると右側の少し鬱蒼とした感じの茂みを子どもたちは喜んでいました。ある日それがいつの間にか、伐採されてしまい、「どうしたのだろう、この学校」という驚きがありました。

そういう草木がたくさんあるから、ガマガエルなどもたくさんいたのですね。伐採は、そういう植物ではなくて虫などの動物もなくしてしまい、残念なことになるのだと実感しました。

ヒマラヤスギの伐採は、知ったときには上のところが

ばっさりと切られていて、とても残念でした。かといってそのまま残しておいても格好悪いので、指定解除は賛成しました。その後、木を植える約束を学芸大には守ってほしいと思いました。

また、緑化については、桜台駅前の花のフラワーポットをボランティアで植え替えています。植え替えは地域の方がやっていますが、植え替えしていると、通行する方が話しかけてきたり、幼稚園や保育園の子も散歩で通った時、話しかけてくれるのですが、みんな喜んでいきます。みどりは小さい子からお年寄りまでみんなを喜ばしてくれるものだと、活動を通して知りました。

また、自分の家に木を植えたりしていますが、みんなに楽しんでもらっています。地域の人から、まずみどりに興味を持ってもらうことが大事だと思います。

区議会議員たちが熱心に発言しているので、みどりに対する熱い思いを知り感動しました。

#### M委員

長い期間、緑化委員をしていますが、発言するのは初めです。憩いの森所有者代表ですが、実際に私自身が憩いの森について、特に何もしていることはありません。ただ、体が動くうちは、掃いたりしています。

憩いの森裏に駐車場があり、2019年に台風が来たとき、私が管理できていなかったか分からないですが、木が倒れ、アウディ1台を壊してしまいました。すぐ役所に連絡をしました。そしたら、練馬区が加入している保険で対応してもらいました。そのときはやばいと思いました。助けられたことがありました。

私は子どもの頃からずっと住んでいるので、みどりだけは残せるものなら残したいと思います。現状、どなたかがお亡くなりになると、必ずみどりの部分が減っていくことが寂しく感じます。私のときは少しでも残せればと思っています。

#### N委員

私も保護樹林、昔で言うと屋敷林の管理をしています。実際相続を終え所有者でもあるのですが、台風などで隣の土地の方のマンションの壁を壊してしまったこともあり、そのときも保険を使わせてもらいました。すぐに倒れた木の処理は練馬区でやっていただき、その後、当日

にはもう保険会社の方に来てもらい、隣の所有者にも挨拶ができたので、トラブルなく事が進みました。倒木などを一番心配して保護樹林の制度に指定してもらいましたので、役に立ったと思っています。

私の子どものときは、葉っぱ公害だなどという言葉もありました。私の両親は、このままケヤキの大木を残すか相当悩んでいたようです。

こういった会議に私も何年も出席して、会議の議事の内容を聞くと、練馬区は非常にみどりの保全に積極的に取り組んでいるので、心強い思いがしています。

どうやってみどりを保存していったらいいのか、また個人の力で保存し続けることは限界があると思いますので、これを機会にいろいろ皆様の知恵を借りたいと思います。

#### ○委員

私は農業者団体から参加している一員として、この委員会の中で農家の屋敷林の樹木が解除されていくのを見てきました。一抹の寂しさが残ったのと同時に、税金の問題や開発など、いろいろなことで致し方のないところはあります。新たな植樹も必要だと痛感しています。

区議の皆様の活発な意見などもあり、何か私も一助になっていければと思っています。

#### P委員

ねりまの名木の案件から、私は参加したような気がします。私は学芸大の名木を気になっていました。以前からヒマラヤスギの並木を見て、いい木だと思っていました。緑化委員会で初めて上のほうで伐採されたのを知り、見に行き、その後もまた見に行きましたが、きれいに無くなっていました。

指定解除がなくても伐採してもいいというのはまずかった。要するに区の条例で決まっていなから伐採したという感覚になるので、例えば区議会で条例での明文化をしたほうがいいと思います。

#### Q委員

私は故郷へ行くと、「どこに住んでいるの」と聞かれ、「練馬」と答えると、「ああ、あの暑いところか」と言われます。「あの暑いところ」、「東京で一番雪降るところ」が、私の故郷の練馬のイメージです。

区長も文化と芸術に力を入れているし、音楽や薪能などに力を入れています。あわせて、みどりも大切と思います。

しかし、費用負担がかかったり、あるいは相続があったりします。今日の問題にしても、保護樹木の指定解除がありました。片方は費用負担で維持費が大変、もう一つは相続で、こういう形で消えていくのは残念だと思います。練馬でイメージするのは、文化・芸術、それからみどりだと思います。

ですから、個人では対応し切れない問題を補完して、全体として香り高い練馬をつくるために、緑化委員会は継続して力を入れていくことがいいと考えます。

#### R 委員

練馬産業連合会から参加しています。みどりといえば、練馬か世田谷かという話題がよく出ますが、当初は練馬も緑被率に大変こだわっていました。

ところが、状況を見てみると、大きなみどりが失われていく状況があります。大型化したみどりを失っている。これから大きなみどりがたくさん出てこないと思います。ですから、緑被率を高めていくには、今後どういう手段があるかを検討していけばいいと思います。

練馬の農地は広いということですが、時の変化はいろいろ起こりますので、今後も変化に対応してほしいです。

#### 副会長

2年間にわたり、熱心な議論をしていただき、ありがとうございました。私は角度の違う席に座っていますが、円いテーブルに座っているものと思っていました。

自分の専門は都市生態学ですが、生態系は別に人のためにあるものではありません。人が結果として残したみどりに自然が合わせてくれているシステムと思っています。それを我々が適切に付き合っていくためには、何か理念や責任というものが重要だと思うのです。

今こういった問題にあるように、非常にその理念や責任がパーソナルになってきていて、コミュニティーで共有することが難しくなっている部分もあると感じることがあります。テーブルでも180度違う向きを向くような可能性も大いにはらんだ、身近なみどりの問題にこそ、人と自然の関係の本質が表れていると思っています。

ビジョン、プラン、運用する仕組みなどをうまく使いこなしていくことが非常に重要で、それに実効性を持たせていくことが重要と思っています。

それから、地域の問題を共通的に共有することはとても大事だと思っています。外国にはスチュアードシップという言葉がありますが、責任を持って共有していくことを進めていけば、よりよい運用の仕方や計画の実効性が見えてくると信じています。

また今後、具体の制度、それから実際の現場の問題を、これからも議論をしていきたいと思っています。

会 長

最後に、私からも一言だけ発言したいと思います。

改めまして、この2年間、緑化委員会の運営に協力いただきまして、ありがとうございます。会長として進行を務めました。皆様の協力のおかげで、無事2年間過ごすことができました。

特にこの2年間はコロナ禍ということで、毎回、会の運営に協力をしていただき、十分に発言できなかったのではと思います。

十分に発言できなかった点は、終わってからも事務局に直接声を届けてほしいと思います。

また、みどりに関しては、練馬は23区内でも世田谷と併せて、農地も含めてみどりが多く、あるいはみどりに関心を持つ区民が多い区です。23区の中で先駆的にいろいろなみどり行政、みどりのまちづくりを進めていますので、これからも区民の皆様と一緒に緑化行政を進めてほしいと思います。

今回の学芸大の件もそうですが、農地も含め、みどりを持っている所有者だけでみどりを残していく、つくっていくのは大変です。みどりの価値を共有している皆様で、一緒になって区のみどりを守り、つくっていくことが必要だと思いますので、今後とも皆様、それぞれの立場で、みどりのまちづくりに協力いただけたらと思います。

本来であれば会長もしくは事務局が総括するのですが、皆様の発言をもって総括に代えさせていただきます。意見を聞いて事務局は何かありますか。

事務局

貴重な意見を今日聞けて、大変うれしく思いました。

会長からも話があったとおり、いつでも区に、意見、提案などを寄せてもらえば、しっかりと受け止めたいと思っています。練馬を特徴づけているみどりですので、豊かな貴重な財産を、区民の皆様のために、また区民の皆様とともに一緒になって進めて守っていきたいと考えています。

会 長

本日予定した審議事項等は以上です。

最後に、事務局から、今後について説明をお願いします。

事務局

本日をもちまして、第 21 期緑化委員会の委員の皆様は最後になります。

次回の緑化委員会は、8月に開催する予定です。次回は新しい第 22 期の委員で開催をすることになります。

次回の案件は、5年に一度実施しているみどりの実態調査の緑被率などの結果報告をするとともに、練馬区みどりの総合計画の中間見直しの年に当たるので、その点についての諮問を予定しています。

会 長

それでは、以上をもちまして、第 168 回練馬区緑化委員会を閉会とします。

— 了 —